

福島県最低賃金について

8月9日に、福島県最低賃金（時間額）を955円（+55円）に引上げる答申がなされた。

1 福島地方最低賃金審議会が福島労働局長に答申

（1）福島地方最低賃金審議会（会長：福島大学経済経営学類教授 熊沢 透）は、福島県最低賃金時間額について現行の時間額900円を55円（6.1%）引上げ、**955円**に改正するよう、福島労働局長に答申。

（2）「2024(令和6)年10月5日」から適用予定

※福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるもの。

※地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法40条に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法120条に罰則(30万円以下の罰金)が定められている。

2 最低賃金答申の経緯

〇都道府県をA（東京都、大阪府など6都府県）・B（福島県、富山県など28道府県）・C（青森県、熊本県など13県）の3グループに分類

〇厚生労働省・中央最低賃金審議会において、上げ幅を一律50円と引上げ額の目安を提示した。(2024.7.25)

〇福島県地方最低賃金審議会において、福島県は50円にさらに5円の上乗せを行い955円を答申。(2024.8.9)

（参考）①東京都 1,163円 ②神奈川県 1,162円 ③大阪府 1,114円 ……

④岩手県・熊本県・高知県・宮崎県・沖縄県 952円 ⑤秋田県 951円

全国加重平均 1,055円

3 福島県最低賃金の推移

年度	時給額	引上げ額	引上げ率	発効日
2020	800円	2円	0.25%	2020.10.2
2021	828円	28円	3.5%	2021.10.1
2022	858円	30円	3.6%	2022.10.6
2023	900円	42円	4.9%	2023.10.1
2024	955円	55円	6.1%	2024.10.5(予定)

